

令和8年度 第4回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和8年9月10日（木）午前10時30分～11時00分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （五十音順）

公益代表委員 大山、古賀、橋口、宮川、森部

労働者代表委員 重黒木、白崎

使用者代表委員 岩切、酒匂、中原、久富、宮崎

事 務 局 吉越労働局長、三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、鎌田委員、土居委員、沖委員の3名が欠席となっておりますので、本日、出席されている委員は、公益委員5名、労働者代表委員2名、使用者代表委員5名の計12名となります。これは、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は白崎委員と宮崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【白崎委員・宮崎委員】

はい。

【室長補佐】

よろしく申し上げます。また、当審議会の開催に当たり公示を行いましたところ、今回は傍聴の申し込みは無かったことをご報告いたします。それでは、以後の議事につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしく申し上げます。

【橋口会長】

はい、本日もどうぞよろしく申し上げます。それでは早速、議題に入りたいと思います。では、まず議題1の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。異議の申し出があったということですので、局長より諮問を受けたいと思います。

【労働局長】

宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について、諮問。標記について、宮崎県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申し出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。よろしく申し上げます。

<局長から会長へ諮問文を交付>

【橋口会長】

ただいま、異議申出の審議に関する諮問をいただきました。異議申出の諮問文の写しを配付しておりますので、確認をお願いします。

＜各委員、諮問文写しを確認＞

【橋口会長】

それでは、異議申出に対する審議に入りたいと思います。配付資料に異議申出書の写しが添付されておりますので、事務局から経緯等の説明をお願いします。

【賃金室長】

はい。宮崎県最低賃金決定にかかる答申につきまして、法令に基づきその要旨を公示しましたところ、資料7ページの資料5のとおり、9月7日付けで宮崎県労働組合総連合から異議の申出がありました。異議申出書につきましては、事前に委員の皆様にはメールにて情報提供させていただいているところでございます。この異議申出について、審議をお願いするため、先ほど局長から諮問をさせていただいているところです。その他の労使団体からは意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。それでは異議申出書の確認をお願いいたします。事前にメール等で送られているとは思いますが、あらためて、また見ていただけますか。

＜各委員、異議申出書の内容を確認＞

異議申出について、皆さんご確認いただきましたでしょうか。この件について、何かご意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

ありませんか。私の方で少しだけ私見を述べさせていただきますけれども、私も事前に読ませていただいておりますが、申出書の趣旨及び最終的には2点の申出ということになっております。私としては切実な要望として受け止めたいとは考えております。しかしながら、専門部会をはじめとした審議の場において、従来より長い時間をかけて、ここで示されている論点についても、十分に議論を積み重ねてきているというふうに感じております。その結果として、労使と公益を含めて、内容的にはほぼ一致した決定をすることができたと理解しておりますので、そのままこの申し出を受けるという訳にはいかないというふうに思っているということで、一言申し上げさせていただきます。

それでは、他に意見等ないようでしたら、本件、異議申出の取扱いについて、及び異議申出に対する答申文についての2件についてお諮りいたします。8月25日付けの宮崎県最低賃金の改正決定についての答申に対して異議の申出がありましたが、当審議会において十分調査審議を尽くしたものであり、棄却することと致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

それでは、異議申出に対する答申文案を取りまとめたいと思いますので、その間少し時間をいただきますと思います。事務局は答申文案の作成後、各委員に配付をお願いします。

<事務局で答申文（案）を作成後、各委員へ配付>

【橋口会長】

ただいま事務局から異議申出についての答申文案が配付されましたので、それぞれ黙読をお願いします。

<各委員、答申案を黙読>

ただ今の異議申出についての答申文案についてご確認いただきましたでしょうか。

【重黒木委員】

すみません。答申書の日付が、9月10日となっていますが、異議の申出書の日付の9月7日にはならないのですか。

【賃金室長】

この日付は、労働局長から異議申出に関する意見を求められた日となりますので、9月10日ということになります。

【橋口会長】

よろしいですか。

【重黒木委員】

はい、大丈夫です。

【橋口会長】

よろしいですか。それでは、この件について他にご意見ないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。この異議申出についての答申文案は、ただいま全会一致で採択されました。ここで、答申文作成のため、若干お時間をいただきます。

<答申文を作成し、会長に渡す>

【橋口会長】

それでは局長に答申したいと思います。

<会長から局長に異議申出についての答申文を交付>

はい、皆様ありがとうございました。では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、説明させていただきます。地域別最低賃金は、本日、官報の手続きを行いまして、官報には9月24日に掲載される予定です。これにより、宮崎県最低賃金は令和8年10月24日から時間額1,085円が適用されることになります。以上でございます。

【橋口会長】

ありがとうございました。それでは、議題2の「検討小委員会報告について」の審議に入りたいと思います。

まず、はじめに、特定最低賃金検討小委員会で、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」結論が出されております。検討小委員会座長の古賀委員から報告をお願いいたします。

【古賀委員】

はい、それでは配付資料の5ページ、資料4の報告文をご確認ください。

検討小委員会は8月31日と9月1日の2回にわたって開催いたしました。

労働者側代表委員からは、特定最低賃金の改正決定等の必要性ありとの観点から、業界の魅力、産業を守り育てる魅力の一つとして、他産業を上回る最低賃金が必要であるなどの主張がなされました。

一方、使用者側委員からは、地域別最低賃金がここまで上昇している中で、特定の産業についてのみ特定最低賃金を設定する必要性は認められないなどの主張がなされました。

労使の意見を踏まえて審議いたしましたが、結論としては報告文のとおり、「肉・乳製品製造業」「電気機械器具等製造業」「各種商品小売業」「自動車（新車）小売業」の4業種全てについて「金額改正の必要性ありとの結論に達し得なかった」との結論となりました。とりまとめに当たり、検討小委員会、各委員の皆様にはご協力いただきました。感謝申し上げます。以上、検討小委員会の報告といたします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。ただ今の検討小委員会報告について、何かご発言はありませんか。

（発言等なし）

よろしいでしょうか。特にご発言がないようですので、この検討小委員会報告をもとに、当審

議会として、改正の必要性についての答申文案を取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

それでは、特定最低賃金の改正の必要性について答申文案を取りまとめたいと思いますので、その間、少し時間を頂きたいと思います。事務局は、答申文案を作成後、各委員に配付をお願いします。

<事務局で答申文（案）を作成後、各委員へ配付>

それでは答申案を黙読願います。

<各委員 答申案を黙読>

ただ今の答申案について確認いただきましたでしょうか。この件について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

ありませんか。ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。異議なしということでご承認いただきました。この改正の必要性についての答申案は全会一致で採決されました。ここで、答申文作成のため、また若干お時間をいただきます。

<事務局で答申文を作成後、会長に渡す>

それでは局長に答申したいと思います。

<会長から答申文を局長に交付>

はい、ありがとうございます。審議会終了に当たり局長からご挨拶がございます。

【労働局長】

本日は、お忙しい中、第4回宮崎地方最低賃金審議会にご出席いただき、そしてご審議を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、先日の答申、8月25日に宮崎県最低賃金改正決定の答申をいただきましたが、その際に

付されました付帯決議への対応について、簡単にご報告申し上げたいと思っております。まず、付帯決議には、各支援策の強化を含め制度改正等に関する事項がありましたので、このことにつきましては9月1日付けで厚生労働大臣に対しまして、宮崎県の実情、最低賃金改定を含め賃上げによる影響や雇用の確保維持への影響が大きいということ、また各種支援策の更なる強化及び抜本的な対策の検討実施について上申したところでございます。また、各種支援策の拡充・新設に関しましては、来週9月15日に宮崎県庁を訪問しまして、中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の拡充・新設を求める要請書を私から直接お渡しして、要請を行う予定としてるところでございます。

次に、今回の答申を踏まえた対応につきましては、まず最低賃金引上げの影響を受けます中小企業・小規模事業者の方々への支援として、業務改善助成金やキャリアアップ助成金を始めとする各種支援策を設けておりますので、宮崎労働局を挙げて、改定後の宮崎県最低賃金の周知・広報とあわせ、これら支援策の更なる活用促進に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

さらに、周知・広報活動におきましては、例年実施しております、ポスター掲示、リーフレット配布、関係機関への周知広報の協力依頼を行うとともに、今年度においては、路線バスの利用者を始めバスが走行する地域住民へのアプローチとして、ポスターの車内掲示や車体広告を、発効日から約1か月間、県内3地域の路線バスにおいて実施する予定としているところでございます。また、発効日前の10月23日には、宮崎労働局職員による宮崎駅前での街頭広報活動も予定しているところでございます。

このように、改正後の宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なっていくとともに、最低賃金の履行確保に取り組んでいく所存でございます。そして、繰り返しになりますが、最低賃金引上げの影響を受けます中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめとした各種支援の積極的な取組みにも全力を挙げて努めていきたいと思っております。

各委員の皆様方におかれましても、引き続きとはなりますけれども、改正された最低賃金の他、各種支援策の周知・広報等につきまして、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

【橋口会長】

局長、どうもありがとうございました。それでは、これで第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。

本日の議事に関しましては、議事録の全部を公開とすることとします。

議事録の確認は、冒頭の事務局説明のとおり、白崎委員と宮崎委員にお願いします。

本日の会議は、これで終わりたいと思います。本日はお疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
